

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年7月16日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金の財政運営基準」の改正案に関する意見募集について ◆

平成21年7月15日付で、厚生年金基金の財政運営基準の改正案が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見や情報（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）

意見等の提出は平成21年7月29日までとなっており、意見締切後、意見等を検討し、7月末を目処に通知が公布される予定となっております。

改正予定の通知

厚生年金基金の財政運営について等

別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。

なお、基本部分の掛金率、債務等の計算方法の変更案に加え、免除保険料率に関する改正も、参考として記載されています。



【改正の概要】

1. 財政運営基準改正の趣旨

基本プラスアルファ部分と代行部分のそれぞれにおける掛金と給付がバランスしているかどうかが見えにくくなっているという問題点の解消。

2. 概要

(1) 掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離

規約上掛金率の計算方法を以下の通りとする。

① 代行部分の掛金率

免除保険料率とする。

② 基本プラスアルファ部分の掛金率

基本プラスアルファ部分単独で予定利率を定めて、掛金率計算を行う。

規約上掛金率は、原則として数理上掛金率を四捨五入したものとする。

③ 加算部分の掛金率

従前のものから変更無し。

(2) 数理債務等を計算する時に使用する掛金率

変更案：数理上掛金率と規約上掛金率の小さい方を使用する。

現行：規約上掛金率を使用する。

(趣旨)

規約上掛金 > 数理上掛金の場合に、債務が本来の額より小さく計算され、特別掛金により有限償却すべき部分を標準掛金として永久償却している問題の解消。

(償却が遅くなることの解消)

(3) その他

① 予定死亡率の変更

今回の厚生年金本体の財政検証に準拠したものとする。

② 今回の基準改正を理由として掛金引上げとなる場合は、弾力化措置（掛金引上げの猶予

及び下方回廊方式）を用いることができる。

③ 数理書類の様式も適宜改正する。

④ 数理債務の定義等、関連する項目の基準を変更する。

(4) 適用時期

決算及び財政検証：平成21年度から（平成20年度は改正前の財政運営基準を適用）。

財政計算：平成21年3月31日以降を計算基準日とする財政計算から適用。

掛金は平成22年4月から適用。

変更後の予定死亡率：平成22年3月31日以降を基準日とする財政再計算から。

数理債務計算時の掛金率：平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算から。



3. 免除保険料率に関する改正

(1) 計算に使用する基礎率

予定利率は4.1%（現行3.2%）

予定死亡率は今回の厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠したもの

(2) 経過措置（次の厚生年金本体の財政検証までの時限措置）

一定の基準を満たす場合、変更前の免除保険料率と丈比べして高い方を適用する。

（一定の基準）

算定基準日において、以下を満たす場合。

[過去期間代行給付現価（予定利率4.1%で算定）] > [最低責任準備金]

（趣旨）

予定利率変更に伴い、免除保険料が急激に減少することにより、基金財政が悪化することを防止するため。

(3) その他

代行保険料率の算定基準日：平成21年3月31日

新免除保険料率の適用日：平成22年4月

届出の期限：平成21年12月31日までに代行保険料率算定届を地方厚生局へ届出。

過去期間代行給付現価、中脱移換現価率等の算定についても、予定利率、予定死亡率を変更する。

以上

